

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者：様

事業者：介護相談室 カラー

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (03-3976-8060) (月～金曜日 09:00～17:00)
担 当 介護支援専門員 蓑田 香代 / 管理責任者 蓑田 香代
ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護相談室 カラー
所在地	東京都板橋区四葉 2-23-8 サンマンションアトレ板橋赤塚 504 号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (東京都 第1371912005号)
サービスを提供する実施地域※	東京都板橋区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制及び職務内容

管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時まで

※ (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

- (1) 付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照
- (2) 居宅サービス計画作成の支援

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。利用者や家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求めること
- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めること

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ 前6か月間に介護相談室カラーにおいて作成された居宅介護サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合を別紙にて説明致します。
- ⑦ 介護保険サービスを利用した月は、少なくとも1月に1回訪問致します。
※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅支援業務の遂行に不可欠と認められる場合は、利用者の居宅を訪問することがあります。
- ⑧ テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施。実施方法は以下のとおりです。
利用者の状態が安定している事を前提として実施します。
実施にあたり利用者、家族、主治医、サービス事業者の合意を得ます。
2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
利用者がテレビ電話を通じて意思疎通が出来る事。（家族のサポート含む）
テレビ電話でのモニタリングで情報収集出来ない場合は他事業者との連携により情報収集を行うこと。

5. 利用料金

(1) ケアプラン作成料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア)介護支援専門員取扱件数 44 件未満の場合

要介護 1・2 12,380 円 要介護 3・4・5 16,085 円

(イ)介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 6,201 円 要介護 3・4・5 8,025 円

(ウ)60 件以上の場合について

要介護 1・2 3,716 円 要介護 3・4・5 4,810 円

(エ)加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,420 円

退院・退所加算Ⅰ 1 カンファレンス無し連携 1 回につき 5,130 円

退院・退所加算Ⅰ 2 カンファレンス無し連携 2 回につき 6,840 円

退院・退所加算Ⅱ 1 カンファレンス連携 1 回につき 6,840 円

退院・退所加算Ⅱ 2 カンファレンス連携 2 回につき 8,550 円

退院・退所加算Ⅱ 3 カンファレンス連携 3 回につき 10,260 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 570 円

入院時情報連携加算(Ⅰ) 1ヶ月につき 2,850 円

入院時情報連携加算(Ⅱ) 1ヶ月につき 2,280 円

特定事業所加算(Ⅰ) 1ヶ月につき 5,916 円

特定事業所加算(Ⅱ) 1ヶ月につき 4,799 円

特定事業所加算(Ⅲ) 1ヶ月につき 3,682 円

特定事業所加算(A) 1ヶ月につき 1,299 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1月に2回を限度 2,280 円

ターミナルケアマネジメント加算 悪性腫瘍のマネジメントにつき 4,560 円

(2) 交通費

前記 2 の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 事故発生時の対応

- (1) 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行わなければならない。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

相談、苦情受付に関する責任者	管理者 蓑田 香代
----------------	-----------

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

【事業者の窓口】 介護相談室 カラー 担当者：蓑田 香代	所在地 東京都板橋区四葉 2-23-8 サンマンションアトレ板橋赤塚 504 号 電話番号 03-3976-8060 受付時間 9: 00～17: 00
【市区町村（保険者）の窓口】 板橋区苦情相談室	所在地 東京都板橋区 2-66-1 電話番号 03-3579-2079 受付時間 8: 30～17:00
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部苦情相談窓口	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9: 00～17: 00

(3) 苦情処理を行うための手順

- ① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。
 - ・サービスを提供した者から概況説明
 - ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
 - ・文書による回答案の検討
- ② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。
- ③ 区市町村や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ④ 事業実施マニュアルに改善点を追記し再発防止を図る。

8. 秘密保持

- 1 事業者、及び従業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

9. 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	令和 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者 蓑田 香代
-------------	----------------

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12、感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発症及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④ 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	管理者 蓑田 香代
--------------	-----------

13、身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の清明又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

当法人の概要

法人種別・名称	合同会社 色どり
資本金	1,000,000円（資本準備金含まず）
社員数	1名（正社員のみ）
設立	令和3年8月
所在地・電話	東京都板橋区四葉二丁目23番8号 代表社員 蓑田 香代 電話 03-3976-8060 事業内容 居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、プラン料をいただきません。

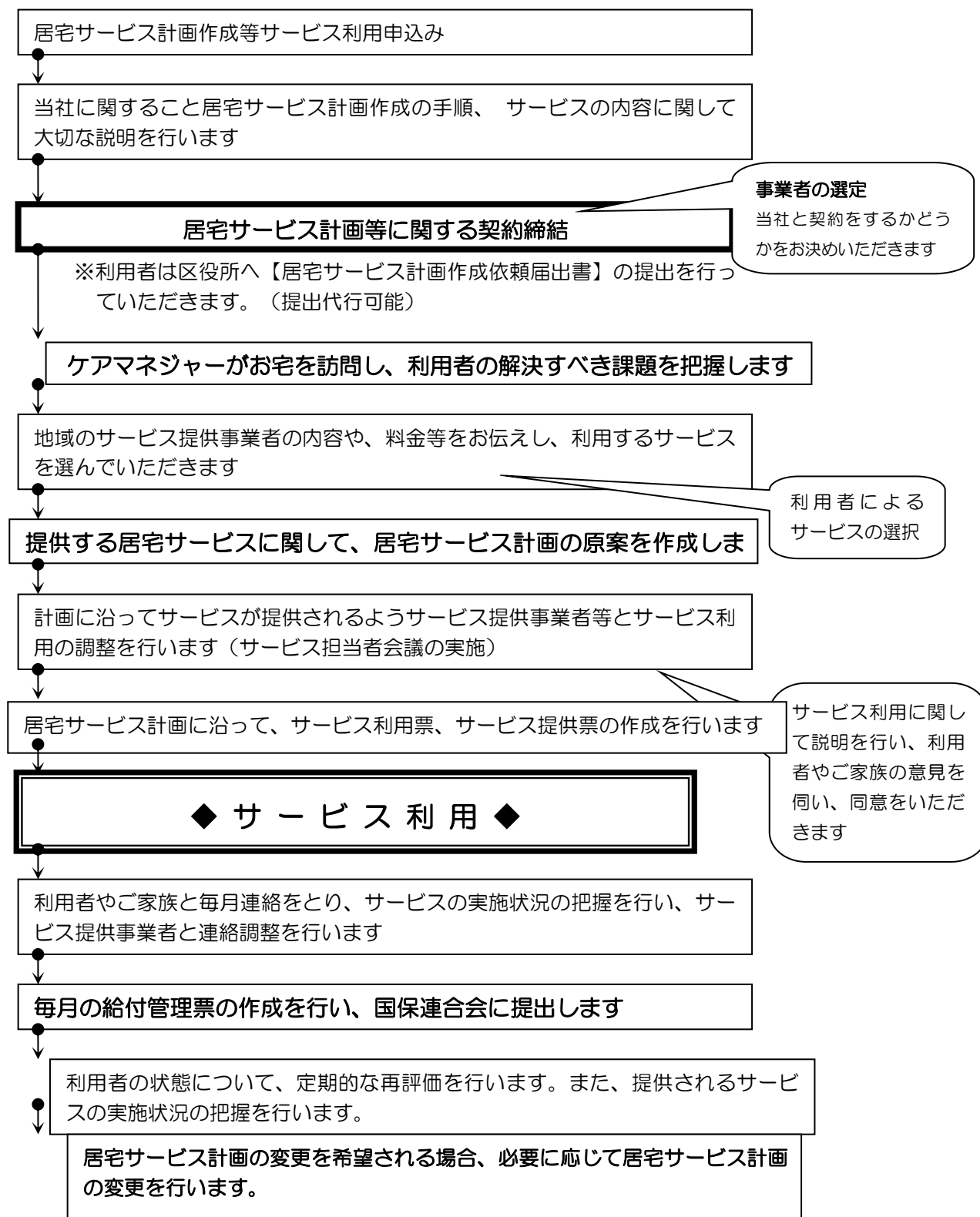
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

(1) サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました

事業者 所在地 〒175-0084
東京都板橋区四葉 2-23-8
サンマンションアトレ板橋赤塚 504 号
名 称 介護相談室 カラー
管理者・説明者 蓑田 香代

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

本人との関係